

活かすぞてんどう！空き家利活用補助金

事業の名称 空き家利活用支援事業費補助金

事業の趣旨

市内の空き家を活用し、本市への移住・定住を促進することで地域の活性化と交流の創出を図るため、空き家を購入し改修または引越しを行う方に補助金を交付します。

補助対象者

令和5年4月1日以後に市外から本市に転入した世帯で、自らが利活用するため、空き家を購入した又は購入する方

補助の対象となる要件

補助金の申請には、次に掲げる事項のすべての要件に該当する必要があります。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 補助対象者が空き家の改修又は引越しを行う事業であること。 |
| <input type="checkbox"/> 補助対象者が県内事業者と請負契約を締結し実施する事業であること(引越しを除く。) |
| <input type="checkbox"/> 申請時において着手していない事業であること。 |
| <input type="checkbox"/> 令和9年2月末までに実績報告書を提出できる事業であること。 |
| <input type="checkbox"/> 補助対象者が過去に空き家利活用支援事業費補助金を受給していないこと。 |
| <input type="checkbox"/> 補助対象者がやっぱりてんどう！中古物件等取得支援補助金を受給していないこと。 |
| <input type="checkbox"/> 補助対象者が本市又は転入前の市区町村において市区町村税を滞納していないこと。 |
| <input type="checkbox"/> 空き家の売買契約の相手方に二親等以内の親族が含まれないこと。 |
| <input type="checkbox"/> 申請する空き家に10年以上居住する意思があること。 |

補助金の額

- 改修に係る経費に3分の2を乗じて得た額(上限80万円)
 - 引越しに係る経費に3分の2を乗じて得た額(上限10万円)
- ※ 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

受付の期間

令和8年4月20日(月)から予算額に達するまで

問合せ先

天童市 建設部 都市計画課 都市再生係

電話 023-654-1111(内線424・425)

補助金の申請に必要な書類

補助金の申請には、下記の書類が必要となります。

| 書類の種類 | 備 考 |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 交付申請書 | 規則様式第1号 |
| <input type="checkbox"/> 事業計画書 | 様式第1号 |
| <input type="checkbox"/> 事業位置図 | 事業位置を確認できるもの |
| <input type="checkbox"/> 見積書の写し | 事業対象の経費を確認できるもの |
| <input type="checkbox"/> 改修工事の図面 | 平面図等に事業箇所を記載したもの（改修事業の場合のみ） |
| <input type="checkbox"/> 現況写真 | 事業前の状況を確認できるもの（改修事業の場合のみ） |
| <input type="checkbox"/> 契約書の写し | 申請者が空き家を購入したことを確認できるもの |
| <input type="checkbox"/> 納税証明書 | 市区町村が発行する完納を示す直近のもので、納期未到来の表記のないもの |
| <input type="checkbox"/> 住民票の写し（謄本） | 転入前の住所を確認できるもの |
| <input type="checkbox"/> 委任状 | 申請者との関係を確認できるもの（委任する場合のみ） |
| <input type="checkbox"/> その他 | 補助金の審査に必要な書類 |

事業後に提出が必要な書類

改修や引越しが完了した後に、下記の書類が必要となります。

書類の提出期限は、事業完了後30日又は令和9年2月末日のいずれか早い日となります。

| 書類の種類 | 備 考 |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 実績報告書 | 規則様式第3号（第8条関係） |
| <input type="checkbox"/> 事業完了書 | 様式第4号 |
| <input type="checkbox"/> 契約書の写し | 事業実施の契約を確認できるもの（改修事業の場合のみ） |
| <input type="checkbox"/> 請求書及び領収書の写し | 補助対象経費の支払を確認できるもの |
| <input type="checkbox"/> 事業状況写真 | 事業状況、事業後を確認できるもの（改修事業の場合のみ） |
| <input type="checkbox"/> 建築確認検査済証の写し | 建築行為があった場合のみ |
| <input type="checkbox"/> 住民票の写し（謄本） | 申請時から変更があった場合のみ |

補助金の請求に必要な書類

補助金の請求には、下記の書類が必要となります。

| 書類の種類 | 備 考 |
|---------------------------------|----------------------|
| <input type="checkbox"/> 補助金請求書 | 規則第4条（第23条関係） |
| <input type="checkbox"/> 通帳等の写し | カタカナで名前が記載してあるページの写し |
| <input type="checkbox"/> その他 | 補助金の支払いに必要な書類 |

手続きの流れ — ケース①（転入後に事業を行う場合）

空き家の取得

空き家の売買契約の締結



転入等の手続き

住み始めた日から14日以内に転入の届出



補助金の交付申請書類提出

補助金の申請に必要な書類 を市に提出



補助金の審査 (市)

提出書類、事業計画内容の審査



補助金の交付決定 (市)

審査後に郵送にて通知



空き家の改修・引越しの実施

「補助金交付決定通知」を受けた後に実施



実績報告書類の提出

事業後に提出が必要な書類 を市に提出



事業実施内容の審査 (市)

提出書類、事業実施内容、事業額の審査



補助金の額の確定通知 (市)

審査後に郵送にて通知



補助金の請求

補助金の請求に必要な書類 を市に提出



補助金の支払い (市)

請求書類確認後速やかに入金

手続きの流れ — ケース②（転入前に事業を行う場合）

空き家の取得

空き家の売買契約の締結



補助金の交付申請書類提出

補助金の申請に必要な書類

を市に提出



補助金の審査 (市)

提出書類、事業計画内容の審査



補助金の交付決定 (市)

審査後に郵送にて通知



空き家の改修・引越しの実施

「補助金交付決定通知」を受けた後に実施



転入等の手続き

住み始めた日から14日以内に転入の届出



実績報告書類の提出

事業後に提出が必要な書類

を市に提出



事業実施内容の審査 (市)

提出書類、事業実施内容、事業額の審査



補助金の額の確定通知 (市)

審査後に郵送にて通知



補助金の請求

補助金の請求に必要な書類

を市に提出



補助金の支払い (市)

請求書類確認後速やかに入金